

平成 15 年 12 月 1 日制定

平成 18 年 4 月 1 日改定

産業廃棄物特定支障除去等支援事業実施要領

1. 通則

産業廃棄物特定支障除去等支援事業については、国（環境省）から交付された産業廃棄物特定支障除去等事業費補助金により造成された基金の範囲内において出えん金を交付するものとし、交付に必要な事項は、この実施要領に定めるところによる。

2. 交付の目的

この事業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 13 条の 12 の規定により産業廃棄物適正処理推進センターとして指定された財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号。以下「産廃特措法」という。）第 2 条第 4 項に規定する特定支障除去等事業を実施する都道府県及び保健所設置都市（以下「都道府県等」という。）に対しその資金の一部を出えんすることにより、産業廃棄物の適正な処理の確保を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

3. 交付の対象

産廃特措法第 2 条第 4 項に規定する事業とする。

4. 交付額の算定方法

- (1) 交付の対象となる経費は、3 に掲げる事業に要する経費とし、その内容は、別表に掲げる経費とする。
- (2) この事業による出えん金（以下「出えん金」という。）の交付額は、当該協力要請事業に係る産廃特措法第 4 条の実施計画に基づく補助区分ごとに定められた補助率により算定した額以内とする。ただし、算出された交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

5. 交付の条件

出えん金の交付の決定には、次の条件が附されるものとする。

- (1) 事業計画の変更（軽微な変更を除く）及び経費の配分変更をする場合は、9 に定める変更申請手続きにより事業計画変更申請書を作成し、理事長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間

保存しておかなければならない。

(3)都道府県等が特定支障除去事業に要した費用を不法投棄等の実行者等から徴収した場合にあっては、理事長に報告するものとする。この場合、理事長は徴収した額に応じて当該費用に係る出えん金の全部または一部を返納させることができるものとする。また、都道府県等は、この出えん金の交付を受けた事業に係る代執行費用求償の状況について、12に定める期末実績報告の際及びその後必要の都度、別紙様式第9の「産業廃棄物特定支障除去等支援事業出えん金返還報告書」により理事長に報告するものとする。

(4)理事長は、必要と認めるときは、出えん金の交付を受けた都道府県等に対して、事業の遂行状況その他必要な事項について、報告を求めまたは検査を行うことができるものとする。

6. 協力要請の手続き

協力要請は、別紙様式第1の「産業廃棄物特定支障除去等支援事業協力要請書」を理事長に提出して行うものとする。

なお、当該事業が複数年度にわたる場合には、各年度ごとに協力要請等の手続きを行うものとする。

また、前年度に支援決定した事業の繰越がある場合には、当該繰越の内容が判るように整理の上、当該年度の協力要請の手続きを行うものとする。

7. ヒアリング及び調査の実施

理事長は、都道府県等からの協力要請に係る業務を円滑に処理するため、必要に応じてヒアリング及び調査を実施するものとする。

8. 協力通知

6に定める協力要請書が提出されたときは、理事長は要請内容を速やかに審査し、出えん金を交付することが適当と認められる場合は、別紙様式第2の「産業廃棄物特定支障除去等支援事業協力通知書」を交付するものとする。

9. 協力要請の変更手続き

協力通知後の事情により協力要請の内容に変更が生じた場合には、変更理由書を添付した上で、変更の内容に応じて以下に定める手続きに従い、速やかに協力要請の変更手続きを行うものとする。

(1) 事業計画の変更

支援決定事業の事業の内容にかかる変更については、環境省の了承を得た上で理事長に協力要請の変更を行うものとする。

(2) 経費の配分変更

支援決定事業の経費配分のみにかかる変更については、理事長に協力要請

の変更を行うものとする。

協力要請の変更は、別紙様式第3の「産業廃棄物特定支障除去等支援事業協力要請変更書」を理事長に提出して行うものとする。

10．協力変更通知

9に定める協力要請変更書が提出されたときは、理事長は変更の内容を速やかに審査し、出えん金を交付することが適当と認められる場合は、別紙様式第4の「産業廃棄物特定支障除去等支援事業協力変更通知書」を交付するものとする。

11．部分払いの手続き

理事長は、必要があると認めるときは、出えん金の一部について部分払いをするものとする。

部分払いの要請は、別紙様式第7の「産業廃棄物特定支障除去等支援事業に係る部分払い申請書」を理事長に提出するものとする。

12．実績報告

この事業の実績報告は、事業完了の日から起算して1カ月を経過した日以内までに別紙様式第5の「産業廃棄物特定支障除去等支援事業実績報告書」（以下、「実績報告書」という）を理事長に提出するものとする。

なお、都道府県等が、6または9の手続きにより支援決定した事業について予算の繰越を行う場合は、当該年度末に、当該年度末までの出来高と繰越の内容についてとりまとめた「実績報告書」を理事長に提出するものとし、繰越事業については6に定める協力要請の手続きに従い、次年度事業として、再度協力要請を行うものとする。

13．出えん金の交付額の確定

12に定める実績報告書が提出されたときは、理事長は、報告内容を審査し、6又は9に定める協力要請の内容のとおり支援決定事業が完了したと認められる場合は、別紙様式第6の「産業廃棄物特定支障除去等支援事業出えん額確定通知書」（以下「確定通知書」という）を交付するものとする。

なお、都道府県等が支援決定事業の繰越を行う場合は、理事長は、報告内容を審査し、当該年度末までの出来高について「確定通知書」を交付することにより当該年度事業を完了するものとし、予算の繰越を行った場合は、繰越予定事業の内容を確認の上「繰越事業承認通知書」を交付するものとする。

また、11に定める部分払い申請書が提出されたときは、理事長は、申請内容を審査し、6又は9に定める協力要請の内容のとおり支援決定事業の出来高を確認した場合は、別紙様式第8の「産業廃棄物特定支障除去等支援事業部分払い出えん額確定通知書」を交付するものとする。

14．事業の完了報告

実施計画において環境大臣の同意を得た事業について、全ての事業を完了したときは、理事長に別紙様式第10の「産業廃棄物特定支障除去等支援事業完了報告書」を提出するものとする。

15．財産の処分

本事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物等について、これらの財産を処分する場合には、あらかじめ理事長と対応を協議するものとする。

16．その他

特別の事情により6、9及び11、12に定める手続きによることができない場合には、あらかじめ理事長の承認を受けてその定めるところによるものとする。